

会議の要点録（令和4年1月21日）

策定に係るスケジュールについて、別紙のとおり、全会一致により、事務局（案）のとおり決定された。なお、座長から、策定に係る作業工程中、検討会による先進市視察時期については、新型コロナウイルスの感染状況により変わる可能性がある旨申し添えがあった。

1. 議会基本条例について

- ・前回の会議で、保留となっていた「議員の政治倫理」について、原案どおりとする。

議員は、選挙で選ばれた市民の代表として、良心と責任感をもって、品位の保持に努めなければならない。

また、参考事例として貝塚市及び堺市の政治倫理条例を確認した結果、別立ての条例の制定については今後必要に応じて検討していくこととなった。

「前文」：原文どおりとする。

阪南市はアマモの育つ魚庭（なにわ）の海とみどり豊かな山々に囲まれ、関西国際空港からも近く、歴史と文化を大切にする住みやすいまちです。

阪南市議会は阪南市民から選挙で選ばれた議員により構成される機関であり、日本国憲法、地方自治法及び阪南市自治基本条例に基づき、二元代表制のもと、その機能を発揮、向上させながら、地方自治の本旨の実現を目指すものです。

本議会は「市民に親しまれる、市民に開かれた議会」「子どもも大人も政治に関心を持ち、参加し、挑戦したいと思える議会」を目指し、市民との協調の下に地方分権の時代にふさわしい活発な議会を築いていきます。

本議会は「里海里山、自然との共生」「歴史と文化」を重んじ、市民との信頼関係を高め、新たな価値の創造に向けて持続可能で未来につながるまちづくりを進めることを決意し、ここに議会及び議員の活動の基本を定めた最高規範となる本条例を制定します。

「目的」：原文における「市民生活」を「市民福祉」に、「発展」を「市政の発展」とし、下記のとおりとする。

この条例は、議会及び議員の責務及び活動に関する基本的事項を定めることにより、地方分権と住民自治の時代にふさわしい議会の在り方を明らかにするとともに、更なる議会の活性化を図り、もって市民福祉の向上と、市政の発展及び持続可能で環境にやさしいまちづくりに寄与することを目的とする。

「議会の活動原則」：原文どおりとする。

議会は市民の声を市政に反映する市の意思決定機関であり、次の各号に掲げる原則に従い活動する。

- (1) 公正性をもって市民に開かれたクリーンな議会を目指すこと
- (2) 市民に情報公開と説明責任を果たすこと
- (3) 議決にあつては長期的展望をもって臨むこと
- (4) 適正な市政運営が行われているかを監視すること
- (5) 市民に親しまれる議会を目指し、傍聴したくなる議会運営に努めること

「議員の活動原則」：自由討議について再考する為、保留とする。

2. その他

- ・次回については、2月21日（月）議員連絡会終了後から開催することとなった。